

東京小売酒販組合
東京味噌醤油商業協同組合

役員選任規程

平成20年 1月28日一部改正
平成21年11月27日一部改正
平成23年11月28日一部改正
平成25年11月28日一部改正
平成27年11月 9日全面改正
平成29年11月20日一部改正
平成30年11月19日一部改正
令和 元年11月18日一部改正
令和 3年11月19日一部改正
令和 5年11月29日一部改正

—役員選任規程—

- 第一条 本組合の役員を選任及び補充は、法令及び定款に定めるものの外、この規程の定めるところにより行う。
- 第二条 下記に掲げる者は役員になることができない。
(1) 中小企業等協同組合法第35条の4の規定に該当する者
(2) 酒税法違反又は経済事犯により禁錮以上の刑に処せられた者若しくは5万円以上の罰金刑に処せられた者
- 第三条 選任すべき役員の数、理事、監事、総代選出基準による、区域及びブロックごとの所定数による。
2 各区域の役員の定数は、本組合の理事会において定めるものとする。
- 第四条 候補者推薦のため、区域毎に選任推薦会議（以下「推薦会議」）を置くものとする。但し、員外役員の候補者推薦は本組合理事会を東京全域選任推薦会議（以下「全域推薦会議」）とみなす。また、監事候補者推薦の場合は、ブロックごとに選任推薦会議を置くものとする。
2 推薦委員は、組合員のうちから選出するものとする。推薦委員の数は、5人以上を委員として選出すること。また、推薦委員の代理出席、委任出席、書面による出席は、いずれも認められない。
3 推薦会議の議長は、推薦委員の中から互選すること。また、役員候補者を決定する場合は、推薦委員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。
4 全域推薦会議は、出席した理事の3分の2以上の同意があった者を員外役員候補として推薦できる。
5 理事長は、役員改選を行う総代会の会日の60日前までに、推薦会議に次の事項を通知し、区域またはブロックごとの役員候補者を推薦するよう指示する。
(1) 推薦を必要とする役員候補者の定数
(2) 推薦期限
(3) その他役員候補者推薦に関し必要な事項
6 理事長は、役員改選を行う総代会の会日の前までに、全域推薦会議を開催し、全域選任区の員外役員候補者を推薦しなければならない。
7 推薦会議は、役員候補者の氏名及び住所を記載した書面を理事長に提出するものとする。この場合、推薦会議の議事録を添付する。

- 8 理事会は、第二条の規定に該当する者でなければ、推薦会議から推薦された役員候補者を拒否できない。
- 9 推薦は、理事及び監事を区分して行わなければならない。
- 10 役員候補者を推薦する場合は、あらかじめ役員候補者の承認を得ておかなければならない。

第五条 理事会は、役員選任を総代会の議案とする。

- 2 理事会は、推薦に基づき新たに選任する役員候補者の名簿を作成し、総代会提出議案として議決すること。
- 3 第1項の議案は、総代会に出席した総代の3分の2以上の賛成の挙手又は無記名投票をもって議決する。
- 4 投票用紙は、本組合が発行した用紙を用いること。

第六条 役員選任を投票により行う場合は、総代会において投票管理人を選出する。但し、役員候補者および本組合役員は、投票管理人となることができない。

- 2 投票管理人は、総代会出席の総代の内から、議長が3名を指名する。

第七条 投票管理人は、投票を点検し、その結果を議長に報告しなければならない。

第八条 次の号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 本組合が発行した用紙を用いないもの
- (2) 投票管理人3名の内2名または全員が賛否の確認のし難いと判断した票は無効とする。

第九条 補充のための役員を選任は、これを行うべき事由が生じた日から3ヵ月以内に行う。但し、欠員数が下限定数の3分の1以内の場合は、次の総代会まで補欠のため選任を行わないことができる。

- 2 役員補充については、本規程を準用する。

第十条 この規程に定めるもののほか、役員選任に関し必要な事項は理事会において別に定めることができる。

第十一条 この規程の改廃は、理事会及び総代会の議決を経て行う。

附 則 この規程は、平成27年12月2日から施行する。

理事、監事、総代選出基準

- 1、理事の選出は区域及びブロック(税務署管区)ごとに1名とする。但し、東京区域は青年会から1名選出するものとする。
また、税務署管内単位の選任を除いた残りの定数を税務署管内の組合員数の100名を超える場合更に1名選出する。
但し、1支部が複数税務署にまたがる場合は、1名とする。
また、理事定数は改選期毎に理事数を決める。
但し理事の内、全国小売酒販組合中央会会長に就任したときは、同選出地区より更に理事1名補充選出することができる。
- 2、組合員外より選出する理事は3名以内とし東京都一円を選任区域とする。
- 3、監事の選出は、次のブロックごとに1名及び組合員外より1名とする。

ブロック名	編成管轄税務署名
第1地区	麴町 神田 日本橋 京橋 芝 麻布 東京上野 浅草 本所 向島 江東西 江東東 葛飾 江戸川北 江戸川南
第2地区	小石川 本郷 豊島 王子 荒川 板橋 練馬東 練馬西 足立 西新井
第3地区	品川 四谷 新宿 荏原 目黒 大森 雪谷 蒲田 世田 谷 北沢 玉川 渋谷 中野 杉並 荻窪
第4地区	八王子 立川 武蔵野 青梅 武蔵府中 町田 日野 東 村山
組合員外	1名
合計	5名
- 4、総代の選出は支部ごとに次の通りとする。なお、支部長は、理事を兼任していない場合に限り、総代の第一順位とするものとする。
また、第二位以降の者を支部で選出するものとする。

所属組合員	25名以内	1名
同	26名以上は25名ごとに	1名を増す。